

**市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）
及び同条例施行細則（平成 15 年名古屋市規則第 117 号）
（地球温暖化対策計画書制度関連部分抜粋）**

条 例	施行細則
<p>第 3 節 事業活動に伴う地球温暖化の防止 （地球温暖化対策計画書の作成等）</p> <p>第 98 条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、又は管理している者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画書を作成するに当たっての指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>3 市長は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。</p> <p>（地球温暖化対策の実施）</p> <p>第 99 条 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化対策の実施に努めなければならない。</p> <p>（地球温暖化対策計画書の公表等）</p> <p>第 100 条 地球温暖化対策事業者は、第 98 条第 1 項の規定により、地球温暖化対策計画書を市長に届け出たときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。</p> <p>2 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところ</p>	<p>第 2 節 事業活動に伴う地球温暖化の防止 （温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等）</p> <p>第 83 条 条例第 98 条第 1 項の規則で定める工場等は、年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量（工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の化石燃料及び非化石燃料の使用量を含む。）並びに年度において他人から供給された熱及び電気の量（工場等において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量を含む。）をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 4 条で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が 800 キロリットル以上である工場等とする。</p> <p>（地球温暖化対策計画書の作成等）</p> <p>第 84 条 条例第 98 条第 1 項に規定する地球温暖化対策計画書は、工場等が前条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則として 3 年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。</p> <p>2 条例第 98 条第 1 項の規定による届出は、前項に規定する計画期間の初年度の 7 月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書（第 34 号様式）によって行わなければならない。</p> <p>（地球温暖化対策計画書の公表等）</p> <p>第 85 条 条例第 100 条第 1 項の規定により公表する地球温暖化対策計画書及び同条第 2 項の規定により公表する地球温暖化対策の実施の状況の内容は、</p>

により、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づいて行った地球温暖化対策の実施の状況を市長に報告するとともに、その内容を公表しなければならない。

- 3 市長は、第 98 条第 1 項の規定による届出又は前項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(指導、助言等)

第 101 条 市長は、地球温暖化対策事業者に対し、地球温暖化対策計画書の作成及び前条第 2 項の地球温暖化対策の実施の状況について、事業活動における地球温暖化対策の取組を促進するために必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、事業活動における地球温暖化対策の取組を促進するために必要な助言及び情報の提供に努めるものとする。

(勧告)

第 102 条 市長は、地球温暖化対策事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第 98 条第 1 項の規定による届出又は第 100 条第 2 項の規定による報告をしなかったとき。
- (2) 第 100 条第 1 項又は第 2 項の規定による公表をしなかったとき。

次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の状況
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

- 2 条例第 100 条第 1 項及び第 2 項の規定による公表は、地球温暖化対策事業者の工場等における備置き、掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法により行うものとする。

- 3 条例第 100 条第 1 項の規定による公表の期間は、地球温暖化対策計画書を提出した日から同計画書の計画期間の終了日までとする。

- 4 条例第 100 条第 2 項の規定による地球温暖化対策の実施の状況の報告は、毎年度 7 月末日までに、前年度分について、地球温暖化対策実施状況報告書(第 35 号様式)によって行わなければならない。

- 5 条例第 100 条第 2 項の規定による公表の期間は、地球温暖化対策実施状況報告書を提出した日から 90 日間とする。

- 6 条例第 100 条第 3 項の規定により公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

- 7 条例第 100 条第 3 項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 環境局内での閲覧
- (2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表

(違反者等の氏名等の公表)

第 126 条 市長は、第 33 条、第 36 条第 2 項、第 55 条第 3 項（第 57 条第 4 項及び第 59 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 56 条第 2 項（第 57 条第 3 項及び第 58 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 59 条第 2 項、第 76 条、第 84 条、第 102 条、第 113 条又は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及びその状況（以下「氏名等」という。）を公表することができる。

附 則 （平成 23 年 12 月 14 日、
名古屋市条例第 43 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(地球温暖化対策の実施の状況の報告等に関する経過措置)

- 3 新条例第 100 条第 2 項、第 102 条及び第 126 条の規定は、平成 24 年度以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用する。

附 則 （平成 24 年 3 月 2 日、
名古屋市規則第 10 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(地球温暖化対策の実施の状況の報告等に関する経過措置)

- 3 新規則第 84 条及び第 85 条第 4 項の規定は、平成 24 年度以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用する。

附 則 （令和 6 年 1 月 24 日、
名古屋市規則第 2 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。